

Ⅱ. 子ども医療費助成事業等の拡大について

1 趣 旨

次世代を担う子どもたちの健やかな成長と健康増進並びに子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりに資する。

2 事業概要

(1) 対象年齢の拡大と給付方法の変更

①対象年齢の拡大

金ヶ崎町に住所を有する出生から『15歳に達する日以後最初の3月31日までの者』を『18歳に達する日以後最初の3月31日までの者』に拡大。

(以下、「18歳以下」という。)

金ヶ崎町単独給付事業の経緯

改正時期	対象年齢	所得制限
平成23年6月以前	未就学児	所得制限なし
平成23年7月	小学生	
平成25年8月	中学生	
平成28年8月	18歳以下	



②給付方法

医療費助成事業（4事業）について、現行の償還払い^{※1}を「未就学児」及び「妊産婦」は現物給付^{※2}に変更。

子ども	重度心身障がい者	ひとり親	妊産婦
18歳以下	年齢制限なし	18歳以下	妊産婦 年齢制限なし
中学生	中学生	中学生	すべて現物給付の対象
小学生	小学生	小学生	
未就学	未就学	未就学	
子が18歳以下の親（保護者） 年齢制限なし			



未就学児のみ現物給付の対象

対 象	給付方法	
未就学児 妊 産 婦	※2 現物給付	医療機関窓口で自己負担上限額までの支払い で済むこと。
上記以外	※1 償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後 日、自己負担上限額を超えた分の払い戻しを 受けること。

(2) 給付内容

対 象	種 類	給付金額
3歳に達するまでの方 ^{※3} 、 3歳以上の方で本人及び保 護者が市町村民税非課税の 方	入院／外来	医療費の全額
3歳以上の方で、本人又は 保護者に市町村民税が課税 されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000 円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500 円を超える額

※3 3歳に達するまでの方とは、3歳に達する日の属する月の末日までの方となります。

3 実施時期

平成28年8月1日から

4 対象人数

子ども 約2,450人（うち拡大分 約450人）

5 関連条例等

金ケ崎町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例／同規則

6 今後のスケジュール

6月初旬 議会定例会「金ケ崎町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費
給付条例」改正

中旬 広報掲載、ホームページで制度周知

下旬 新規対象者向けに申請書を発送

※既に他事業で医療費給付の対象となっている方には発送
いたしません。

7月初旬 申請書の受付、県内医療機関への通知

下旬 受給者証の発送

8月1日 助成事業、現物給付の開始



